

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度の 協力施設を募集しています

宮城県ゆずりあい駐車場利用制度とは？

障害のある方や高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方に対して、制度の対象となる駐車区画(対象区画)の利用証を宮城県が交付する制度です。



協力施設への依頼内容

本制度の趣旨に賛同いただき、対象となる駐車区画の設置に御協力いただける施設を募集しております。

利用証(ルームミラーに掲示)



車いす
使用者用



車いす
使用者以外用

対象区画の設置と 協力区画としての届出



〔車いす使用者優先区画〕
車の扉を全開にしなければ、乗降することが困難な方向への駐車幅3.5m以上の駐車区画

➔ 次の区画を設置し、県への届出をお願いします。
※ 様式等は当課HPへ記載しています。



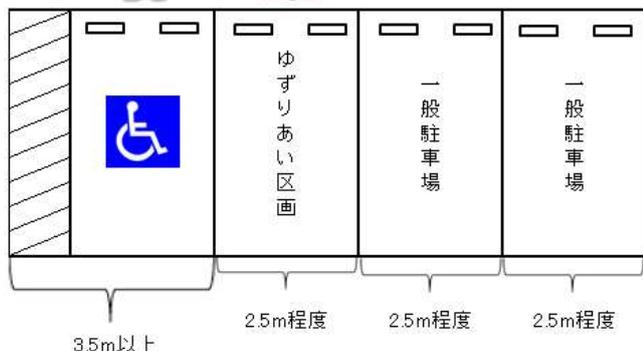
〔ゆずりあい区画〕
車の乗降には支障はないが、歩行が困難な方のために出入口付近に設置された通常幅(2.5m程度)の駐車区画

施設

出入口



➔ 協力の届出を確認後、県から案内標示物(ステッカー)を郵送で配布いたしますので、対象区画に当該標示物を掲示してください。



● 制度の周知、適正利用の促進

利用証を掲示していない車が駐車している場合は、啓発チラシの配布などで制度を周知し、適正利用の促進に御協力をお願いします。

お問合せ先

宮城県保健福祉部社会福祉課

TEL 022-211-2519

E-mail syahukc@pref.miyagi.lg.jp

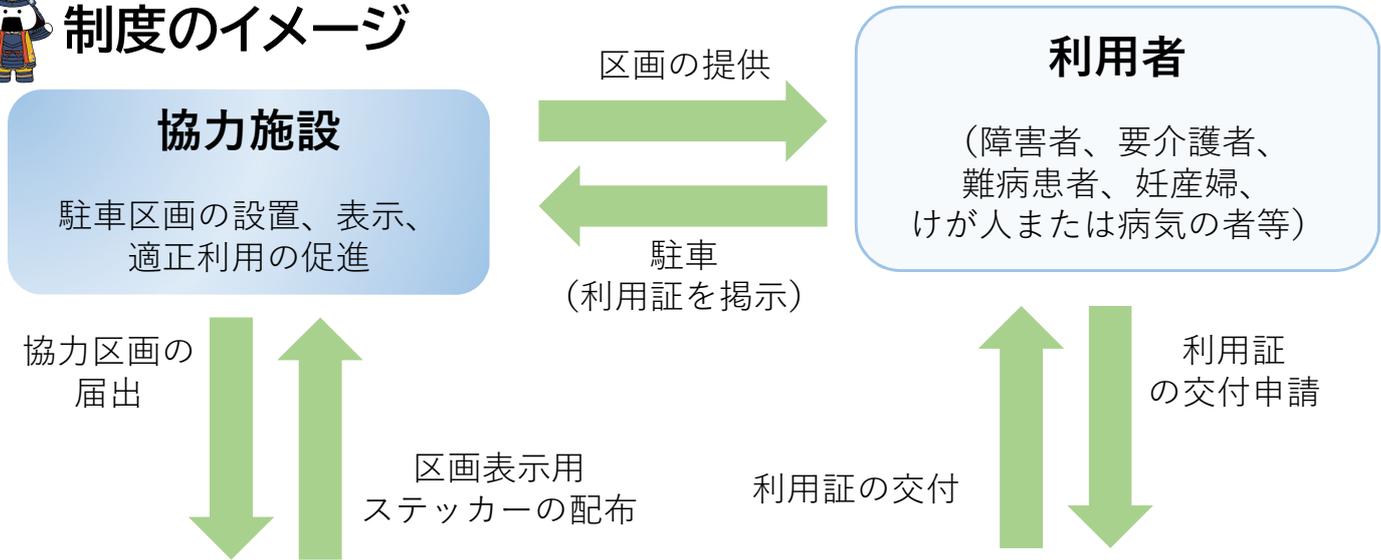
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号



ホームページ



制度のイメージ



県庁社会福祉課

- ・ 利用証の作成、交付
- ・ 適正利用の広報、啓発
- ・ 区画表示用のステッカー配布
- ・ 協力区画情報の管理、公開

各県保健福祉事務所及び 柴田町・七ヶ浜町・大郷町

※各町民はそれぞれの役場でも
窓口にて利用証の交付申請が可能です。

- ・ 利用証の窓口交付
- ・ 適正利用の広報、啓発



協力いただくことによるメリット

1. 施設利用者の満足度向上

➡周りの目が気になり、区画の利用を控えていた内部障害者などが気兼ねなく駐車できる環境が整備されることで、施設の利用満足度向上に繋がります。

2. トラブルやクレームの減少、回避

➡様々な理由から区画を必要とする方々が共通の利用証を掲示することで、利用対象者であることが明確となり、利用者間でのトラブルや施設管理者へのクレームの減少が期待されます。

3. 共生社会の構築

➡障害者、難病患者、高齢者、妊産婦などの制度対象者への理解が深まり、だれもが暮らしやすい共生社会の構築に貢献できます。

利用証は全国で 相互利用が可能です

こうした制度は「パーキング・パーミット制度」と呼ばれ、全国的に広がりを見せています。本県の制度と同様の制度を実施する他府県との間で、利用証の相互利用が可能となっています。

【参考】相互利用できる41府県

(令和6年4月1日現在)

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※詳しくはHPをご覧ください



御協力をお願いいたします。

